

様式第 6 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

（病院名）

（開設者名） 様

堺 市 長

ⓐ

応急入院指定病院指定書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 の規定に基づき、応急入院指定病院として以下のとおり指定する。

1 病院名称	
2 病院所在地	
3 管理者名	
4 認定期間	自 年 月 日 至 年 月 日
5 指定の条件	別紙のとおり

(別紙)

## 応急入院指定病院指定条件

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7の規定を遵守することはもとより、医療法をはじめその他関係法令を遵守すること。
- 2 精神障害者への適正医療の提供及び人権擁護を踏まえた適正な処遇を行い、併せて、本市が行う精神保健福祉対策に積極的に協力すること。
- 3 応急入院指定病院として、応急入院患者の受け入れを積極的に行うこと。
- 4 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。
- 5 応急入院患者にかかる応急入院届をはじめ、関係書類については、必ず期限内に提出すること。

上記に違反するとき、または、昭和63年4月8日厚生省告示第127号の基準及び平成12年3月30日障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知事項を満たさなくなったときは、指定を取り消すことがある。